

## 令和7年度 第2回丹波市人権行政推進審議会会議録（摘録）

日 時：令和7年7月11日（金）午後7時00分開会～午後9時00分閉会

場 所：氷上住民センター 研修室

出席委員：森秀樹会長、赤井俊子委員、石塚和彦委員、西垣義之委員、十倉善隆委員、藪猛委員、高見克彦委員、臼井学委員

欠席委員：高畠豊代子委員、山田勝之委員、増南文子委員、細田哲子委員

事 務 局：まちづくり部長、人権啓発センター所長、人権推進係長、人権啓発センター主事

傍 聴 人：なし

報 告 事 項：なし

議 事：（1）人権意識調査票の内容審議について

資 料：【資料1】 人権意識調査を実施する目的等について

【資料2】 人権意識調査票の新旧対照表

【資料3】 人権に関する丹波市民意識調査票（案）

【資料4】 やさしい日本語について

【資料5】 人権に関する丹波市民意識調査票【やさしい日本語版】（案）

### 1 開会

- ・開会あいさつ
- ・委員12名中8名の出席により、会議が成立していることの確認（丹波市人権行政推進審議会設置条例第5条第2項）
- ・資料の確認

### 2 会長あいさつ

会長あいさつ

本日は遅い時間の参集となったが皆さんお集まりいただき感謝申し上げる。私は、第3次丹波市人権施策基本方針の策定から関わっている。基本方針の人権施策目標1のところに、豊かな人権感覚の涵養と人権尊重意識の定着が挙げられており当たり前のことのように感じるが、当時、涵養という言葉は少し難しいのではないかという意見があった。その結果、注釈として「自然に水がしみこむように徐々に養い育てること」という注意書きをつけることになった。そしてそれは、水がしみこむように人権意識が徐々に育っていくという漢字を使うことが大事であるという意見であったと思う。市民の意識も環境の中で徐々に変わりつつあると感じるが、その変化をアンケートで確認することを求められている。非常に地道な作業となるが、本日はよろしくお願ひ申し上げる。

### 【会議公開・非公開の決定について】

審議にあたっては、特段個人情報が特定されることはないと認められる。なお、議論を進めていく中で、個人が特定されるような内容となった場合には非公開とする旨を確認する。

### 3 議事

（1）人権意識調査票の内容審議について【資料1】

事務局より【資料1】人権意識調査を実施する目的等について説明

- ・意見なし

（2）人権意識調査票の内容審議について【資料2】

事務局より【資料2】人権意識調査票の新旧対照表について説明

<資料2 問1 人権に関わる問題について>

【意見要旨】

委員

ゲノム情報というのは遺伝子の関係かと思うが、身近な人権課題はどのようなものがあるのか。

事務局

例としては、遺伝子情報によって優劣をつけることがある。優秀な方とそうでない方といったように遺伝子情報だけで分けることを危惧されている。また、病気等の因子を含んでいると差別につながるようなことがある。

委員

いわゆるがん等の遺伝子を見つけて、その遺伝子の操作があつたりする中で人権が関わってくるのではないかと思う。だが、アンケートとして答えてもらうとしても、それが何かわからない人から間違った情報が流れないか。私自身、ゲノム情報、遺伝子情報についてよくわからないところもある。

会長

がんの関係でいうと、今は遺伝子を調べると近いうちにがんを発症するかわかる。その情報が洩れることによって、がんになる人だと、そのこどもも潜在的にがんになる可能性が高いと見做されてしまう。そういう情報が流れたとしても、個人が特定されないように扱わなければならないというのが大まかな考え方である。しかしながら情報が流通して、あの人はそういう遺伝子の人だと考えるような人がどれほどおられるのかは少し別の話かと思う。

事務局

就職の際に病気リスクが高いから採用しないであるとか、昇進で不利になる、保険加入への拒否、結婚についても家系に病気があるからと避けられたりすることもある。

委員

この設問とは全然違うかもしれないが私が聞きたいのは、医療というのはどんどん先に進んでいると理解しており、遺伝子の操作によって治療していく方法が開発されるのが日本は今からなのか、海外はもっと早いのかを別にしても、その結果が疎外される要因のもとになる。

## 会長

遺伝子治療とは別の話である。遺伝子そのものを書き換える技術は開発されつつあるが、ここで言わわれているのは、持って生まれた遺伝子情報が場合によっては不利な扱いを受けることにつながるということである。

## 委員

例えは私が不安になって病院で遺伝子を調べたとして、私と医者との間だけのことであって範囲は何も問題がないのか。自分の遺伝子を調べることが一般的になったときに、就職や結婚の際に遺伝子を調査してくださいと言われるようになる事態に陥る可能性があるということか。

## 事務局

今の段階ではわからないが、将来的には遺伝子情報を個別に調べて情報を共有し、差別につながるような世の中になるかもしれない。

## 委員

考え方は個人個人ではなく人権侵害だと捉え、それをなくすために誰に対してどんな人権啓発をするのか。企業や調査をするところに対するものになるか。

## 事務局

今現在関心があるか、関心がないか聞いた場合、おそらく関心がない、またはわからない方がほとんどであると思う。今後、調査を続けていくうちに段々と関心がある人が増えれば、医療や企業だけでなく個人に対しても啓発は必要になってくるが、今すぐの啓発は難しいので状況を見ながら考えていくものであると認識している。

## 委員

そうなると説明が違ってくるのではないか。ゲノム医療推進法と書いて良質かつ適切な医療を国民が安心して受けられるようにするための施策ということしかないので、これを見た人は自分には関係ないと捉えられてしまってもいけない。

## 会長

遺伝子情報は見えないものだが病気は目に見える形に表れることがある。例えば、目が不自由なことが遺伝で伝わるケースもあったかと思う。こどもが発症していなくても両親が遺伝子を持っているのだとしたら、結婚等で差別の対象になり得る。丹波市ではないと思うが、特定の人種の方が比較的多く持っている遺伝子のせいで病気になりやすいとして差別を受けることもある。日本では身近なことではないが、ゲノム情報というと難しく聞こえるが遺伝として差別が起こってきたというのは日本でも多々事例としてある。

## 委員

この項目を削れとまでは思わないが、先ほど委員からもあったように、調査として聞くのであれば丁寧な説明がいるのではないか。

## 会長

アンケートを取る以上報告書を出すことになるが、例えば関心が低いのであれば、意外と身近な問題であるということは解説として加えるとよいのではないかと思う。

## 委員

自分の遺伝情報を気にする人は多いと思う。

## 事務局

調査報告書の中には説明を入れるように調整したいと思う。また、調査報告書については来年度の審議会で説明させていただく予定である。

### <資料2 問2 人権問題にかかわる文書や法律について>

## 事務局

次に問2について、こちらは前回調査をした平成30年度以降に制定された法律や条例を追加したものである。何かご意見は。

## 委員

丹波市のパートナーシップ宣誓制度について、兵庫県のパートナーシップ制度と併せて載せるのはどうしてか。

## 事務局

兵庫県は後発であり丹波市の方が先に始めたが、今のところ丹波市では登録者がおらず兵庫県では何件か登録があるようである。それが丹波市の人かどうかの情報は一切いただけない。事務局としては丹波市だけでよいのではないかと考えているがどうか。

## 委員

関心があるかどうかを求めるのではなく、兵庫県と丹波市を並べて書くことに何か目的があるのかと思った。兵庫県よりも丹波市の方が優れていることを言いたいのであればそれが結果になるが、兵庫県の方が制度がよいのであれば丹波市の制度を変えるという意識を事務局が持っているのかどうか。

## 事務局

将来的には変えていくことも考えなければならないとは思うが、事実婚については丹波市としては難しいと思う。既に戸籍の関係で様々な対応ができるようになっているので差別化が必要である。ファミリーシップ制度であれば導入することはあるかもしれない。そういったところを見るためにも市と県両方の制度を入れているが、兵庫県のパートナーシップ制度は削っても支障はない。

## 会長

丹波市の場合は、市の関連する住宅について兵庫県の制度を使えば同居が可能になるかと思うが、何か取り扱いが違うものはあるのか。

## 事務局

丹波市内に限っては同じである。兵庫県や県内の他の自治体とも連携協定がある。

## 会長

丹波市の方が先に始めたということは誇ってよいことである。また、多文化共生推進基本方針においてはやさしい日本語版を作成しているところは全国でも2か所しかない。それだけ市としても様々なことに取り組んでおられることは知っておいていただきたい。

## 事務局

丹波市のパートナーシップ宣誓制度というのは、性的マイノリティの方だけを対象としている制度である。兵庫県の方は、事実婚の方を含んでいたり幅広いものになっている。兵庫県のパートナーシップ制度が作られるときに、幅広い対象とすると本来の制度の趣旨が薄まらないかという議論もあった。そこが丹波市と兵庫県との考え方の違いということもあり、今回はどのような認知を市民がされているのかを聞きたいといった思いもある。仕組みとしては同じようなものだが、考え方方が違う。

## 委員

ようするに、問題なのはパートナーシップの登録ができるかできないかではなく、男女のパートナーと同じような権利がないのが問題である。このアンケートでは丹波市の方が一年早くできたことを見せる意味で、事務局がされた説明もつけて市と県の2つを載せるのはよいことであると思う。そのあたり市の考え方をしっかりと持っていてほしい。

## 委員

設問1で、関心がありますかの中には、ほとんどの人が関心がないと思われるアイヌの人々、エイズ、ハンセン病、犯罪被害者、刑を終えて出所した人、これらの項目に関して、法律があるが知っていますかという設問につながっていない。何か考え方を持たれているのか。例えば、子どもが北海道に嫁いでアイヌの人たちと接することになったら、親として関心があるという人に対して、知っていますかという問い合わせがない。また、問1で犯罪被害者について関心があると丸印をされているのに、問2には犯罪被害者について何も載っていないことについて事務局の考え方は。

## 事務局

全てをイコールにはしていない。主だったものを選択しているという考え方はもちろんある。問1については国が示している人権課題があるのでそれをもとに関心があるかないかということを訪ねている。問2については、法的な関係等について知っているかを聞いている。ただし、すべてのものを列記するとなると膨大な量になるので、丹波市の取組として力を入れているもの

というところとして、抜粋させていただいた。ただし、少しであれば追加することは可能である。

#### 委員

量を増やすということでもない。もう少し丹波市に身近なところでと思う。逆に言えば、アイヌの人々の人権問題について、関心があつたり、切実なこととして捉えている人がどれだけおられるのかという話である。削ってもよいのではないか。

#### 事務局

国が示している人権課題の一つでもあるので、課題としているのに削ってしまうのはどうかと思う。もしかしたら丹波市内にも関係する方が多くおられるかもしれない。

#### 委員

基本的には法務省や兵庫県の出している人権課題はこれだけですというのを問1で出しておいて、それに対する法律があると思うが、丹波市だけの括りでよいのかという問題はあると思う。

#### 委員

人権課題だと言い切るのであれば、関連する法律等を知っているのかというのはあってもよいと考えるが、アンケートに答える方からすれば、選択肢が多くなるのは負担でもあるので、もう少しバランスを取りながら丹波市の人権課題に関係が深いものにできないかとは思う。少なくとも私の周りではアイヌの人々は見たことがない。

#### 会長

どちらかというと問2は、途中までは一般的なこれまでの人権施策に関係するものであるが、項目の9番目から後は13番目を除いて丹波市では割合が低いが施策に関連する法律が挙げられていることは間違いないので、意図としては、問1が一般的な法務省や兵庫県が取り扱っている人権問題、問2の13番目は身近とは言えないかもしれないが、丹波市が取り組んでこられた人権課題や制度を挙げられているので、丹波市としてこんなことをしているが皆さん知っていますかというような趣旨ではあるかと思う。減らすのであれば、13番目が新しい話題ではあるが丹波市独自の話ではない。16番目は丹波市以外にも関わりがあるが、常に取組んでおられるものである。

#### 事務局

16番目は、インターネットモニタリングを行っているので関連するものである。ゲノム情報に関しては新しいものなので入れてみようという思いであった。

#### 委員

問1の14番目、ホームレスの人権問題であるが、丹波市でもそのような方はおられるのか。

#### 事務局

把握していない。また、身近ではなくてもニュース等でも見聞きすることもあり、関心がある

と答えられた方は 12.1% であった。少し関心があると答えた方を含むと 56% である。これはアイヌの人々についても同じであり、こちらも関心がある方は 11.2%、少し関心がある人を含めて 34.6% であったので、無視することはできない数値である。また、前回と比べてどう変わったかを見るためにも削ることはできない。可能な限り残していく方向で考えなければならないと思う。

#### 委員

原爆被害者や沖縄に関する差別についても過去にはあったと思う。

#### 事務局

原爆被害者についてはここには入っていないが、毎年パネル展示や伝承者の講演会を開催している。沖縄については現在人権課題には入っていない。

#### 委員

このアンケートは基本方針に基づいて実施されるということだが、問 1 の人権問題の並び順が基本方針とは違っていることに違和感がある。何か意図があるのか。

#### 事務局

並びに何か意図があるわけではない。前回調査と同じようにしているのが正直なところである。また、並びがアンケート結果に影響を及ぼすとは考えにくいが、順番を変えることは可能であるので必要であれば修正する。

#### 委員

意図があるのかと思っての意見である。また、問 2 の 13 番目については、もう少し課題として見えてきてからでもよいように思う。

#### 事務局

内部での協議の際に、そもそも基本方針が入っていないということで追加してはどうかということ、そしてDV解消法や高齢者虐待防止法は含めることが話としてあった。また、8月に市役所内で本部会議をするので、そこで出た意見によっては変更になる可能性もある。

#### <資料 2 問 7 女性の人権について>

- ・意見なし

#### <資料 2 問 8 子どもの人権について>

#### 【意見要旨】

#### 委員

設問に問題はないと思うが、問 8 に関する市が子どもの権利条約を制定した上で、なにか支

援はできているのか。

#### 事務局

担当部署ではないため細かなところまでは把握していない。問8の3番目についてはヤングケアラーについてとなるので、おそらく福祉部局で相談窓口を持っているかと思うが確認する。

#### 委員

ヤングケアラーの存在に気が付いた人が窓口を知っていれば、仕方がないということにはならないと思う。答えとしては「そうは思わない」が多いとは思うが、その結果に甘えて支援がないというのはおかしいので確認をお願いする。

#### 事務局

兵庫県でも相談窓口は作られている。具体的な教育・啓発については、令和4年度の住民人権学習の推奨テーマがヤングケアラーであった。その年度に特化したものではあるが、自治会へ出向いて出前講座も実施した。

#### 委員

気が付いた人が相談窓口へ行けるのか、どこまで浸透しているのか。丹波市はこういう体制だということを基本方針に書ければよいと思う。

#### 事務局

ミルネの2階に丹波市こども家庭センター「おひさま」が4月から開設した。その中には、こどもからの相談というのもある。家の手伝いばかりで自分の時間がないこと等についても対応できることが書いてあるので、まずはこのような相談窓口を活用していただけるよう周知をしていく。

#### <資料2 問9 障がいのある人の人権について>

- ・意見なし

#### <資料2 問12 性的マイノリティ（少数者）の人権について>

- ・意見なし

#### 会長

ここは関係ないが、問11の1番目のところで、高齢者が一人暮らしを理由にアパートやマンションの「入居が」断られるのは仕方がないというのは「入居を」ではないか。高齢者が、となっているので変えた方がよいと思う。つぎに、2番目は読んだときに意味はわかるが、もう一つの意味も読み取れる。判断能力が下がっている高齢者の行動を家族が制限しても仕方がない、多分普通は制限するのはやむを得ないというように取ると思うが、家族が制限しても仕方ない、つまり判断能力が下がっている人だから家族が制限するといった行為を取ったとしても、何の役にも立たないという意味にも取れなくはない。例えば、制限するのはやむを得ないにする等ご検

討いただきたい。

事務局

そのように修正する。

<資料2 問13 インターネットによる人権侵害について>

【意見要旨】

委員

SNSという言い方は一般的なのか。ソーシャルネットワークサービスと括弧書きで説明を付け加えた方がよいのではないか。

会長

そのように付け加えても同じである。例えば、Xやインスタグラムとする方が通りがいいのでは。

事務局

わかりやすい方がよいと思うので、SNSの後にLINEやX、Facebook等のサービス名を入れるように修正する。

会長

4番目のSNSのところも同じようにしていただきたい。また、2番目の選択肢で、「情報の公開」を入れることになっていたかと思うので、こちらも修正をお願いする。

<資料2 問16 家や土地の購入について>

【意見要旨】

委員

3つの選択肢があるが、わからないという選択肢はないのか。

委員

考えが近いものを選べばよいので、ずばりその通りではなくても3つの中で考えに近いものを選べばよい。わからないものではない。

事務局

わからないという回答が増えるのも望ましいことではない。

委員

年齢が高くなればなるほど3つでよいと思う。ただ、若い方はこれでわかるのかと疑問に思う。

事務局

若い方の方が、そんなことは気にしない、自分たちは関係ないと言う意見をよく聞く。

会長

アンケートの場合、わからないという選択肢を入れると、わからないを選ぶ人が出る。それがデータになるかといえばなるが、どっちであるのかをよりはつきりさせるためには取ることになる。

事務局

前回との比較という意味でも比率が変わってしまう。

委員

問9の4番目になるが、「特別な」という文言はあえて使用されているのか。

事務局

あえて使っている。

### (3) 人権意識調査票の内容審議について【資料3】

事務局より【資料3】人権に関する丹波市民意識調査票（案）について説明

#### 【意見要旨】

委員

問3の1番目、「者」ではなく「人」の方がよいのではないか。少し違和感がある。

事務局

意味としては同じであるが、「人」を使う方が適切であると思うため修正する。

委員

8番目でも「人」が使われているのでその方がよい。

委員

6番目は基本的人権の問題かと思うが、「みんなの利益」とは誰にあたるのか。どのようなイメージを持たれているのか。

事務局

そこに関しては読んだ人それぞれかと思う。調査回答者がその時頭に浮かんだ「みんなの利益」と比較して回答いただくことになる。

委員

問6—1の7番目だが、ここも「者」ではなく「人」ではないか。

## 事務局

先ほどと同様に「人」に修正する。また、他にもあるかと思われる所以全体に検索をかけて修正する。

## 委員

資料3の16ページ、問25の(1)は性別を聞くものだが、統計上必要なものなのか。

## 事務局

年代によって考え方違う。他の設問とのクロス集計で、この年代はこういう意識が高いということを見るためには必要となる。性別については前回と比較するために同じ内容にしている。

## 委員

よく講座等でアンケートを取られていると思うが、そこで前は同じような設問があったが今はないことの方が多い。今回はクロス集計等にも使用するために必要なことであるのか。その他という書き方がよいのかどうかということもある。無回答、答えたくないというのはどうか。

## 事務局

その他については検討する。

## 委員

最近のアンケートでは年代は聞くが男女は聞かない。

## 事務局

セクハラ等に関係する設問では、男女の受け取り方の違いで必要になってくる。

## 委員

(3)の職業はなにを求めるものなのか。4番目、5番目では従業員数が30人以上か未満かを問うているが、知りたい根拠は何か。

## 事務局

経済的なところになるのかと思う。収入の差が人権意識に影響があるのかどうかを聞きたい。この設問も前回調査からえていないが、意図としては会社が大きい方が収入も高いであろうとして30人という人数で分けたのだと思われる。

## 委員

前回とは時代認識が違うと思う。また、自営業と公務員で分けるとなにがわかるのか。

## 事務局

前回調査の報告書を見るに、公務員や教員はやはり人権意識が高いということが結果に表れ

ている。しっかりと勉強や研修を受けられたりして学習する環境がある。こういった差も見ることができるので残した方がよいと考える。企業としての人権教育がどうなされているのかを見ることができる。

#### 会長

行政的に今でも 30 人が基準であるのか。変えてほしいということではなく、同じところで線を引くのか見直してもう少し上のラインで区切るのか。なにかで 100 人で区切るものがあったかと思う。ただ、変えてしまうと意味合いも変わってしまう。

#### 事務局

確認は必要であると思う。一般的、全国的な統計調査では 100 人規模かと思うが、丹波市内で 30 人以上の会社がどれだけあるかないか、ここが基に決められていると思うが検討の余地はある。また、30 人というのは就業規則の届け出義務が発生するので、規則がきちんと定められているかどうかで、もしかすると差があるかもしれない。

#### 委員

問 23 で前回一番多かった回答はどれになるか。

#### 事務局

4 番目の自治会単位での住民人権学習である。続いて多いのが、8 番目のテレビ・ラジオのニュース番組や新聞となっている。

#### 委員

自治会単位というのは何%くらいか。

#### 事務局

34.3%である。

#### 委員

2 年前に県が行った調査ではインターネットや SNS が一番多かった。これは人権だけではなく、別のアンケートでもインターネットから情報を得るというのが多い。

### (4) 人権意識調査票の内容審議について【資料 4】

事務局より【資料 4】やさしい日本語について説明

- ・意見なし

### (5) 人権意識調査票の内容審議について【資料 5】

事務局より【資料 5】人権に関する丹波市民意識調査票【やさしい日本語版】（案）について説明

## 【意見要旨】

### 委員

日本語はどれくらい理解されているのか。

### 事務局

人それぞれ様々である。はっきりしていれば大体の習熟度がわかるが、一人ひとりへの確認は不可能なため、できる限りわかりやすい言葉にしている。法律の名称等変えられないところもあるので、ふりがなを付けたり、どういった法律なのかを日本語で括弧書きの説明を入れている。これでわかるかどうかは先ほど申した通り正解がないのでわからない。ただ、一定の基準として日本語能力試験 J P T という日本語能力検定があり、5段階でN 1 からN 5 にわかっている中で、N 1 が一番日本語能力が高いものとなっている。基準を設けるのは難しいが、可能な限りでN 1 やN 2 の単語を使わないようにするという方向性は持っている。

### 委員

働いている人たちの中には、日本語を勉強したいという意欲をかなり持たれている方もおられるようだが、仕事の関係で時間が制限され学習会に行くことができず、意欲があっても学ぶことができない状況である。そういう方に対して、市役所から企業にお願いするようなことはあるのか。

### 事務局

文科省が「つなひろ」という日本語教室に通わなくてもネット上で日本語を学ぶことができるツールを作っていたり、県の国際交流協会がオンラインで日本語を勉強できるような講座をされている。このように様々な日本語を学ぶツールがあるので、情報として企業へお伝えしている。

### 委員

その場合、勉強を企業であるか個人的にするのかで、スマホにしてもグループの中で一人だけが持っていて他の人は持っていないというところもある。また、全員がスマホを持つことが経済的に難しい場合もあるので、ツールを使って勉強をしようとしてもできない。そういう状況にある意欲を持った方へのサポートが市役所としてなにかできればよいと思う。

### 事務局

情報提供はもちろん、並行して丹波市国際交流協会が春日町で日本語教室を運営している。そこでも地理的に通うことができない方がおられ、もう少し環境を充実できないか考えている。多文化共生推進基本方針の中でも方向性を持っており、現在募集している地域おこし協力隊という制度を活用し、丹波市内の日本語教室を増やすことや、日本語学習支援者を確保する活動をしていただく取組を進めているところである。また、やさしい日本語の出前講座についてもチラシを配布しており、先日もとある企業で出前講座を行った。やはり、従業員の方も外国人の従業員が日本語をどれだけ理解されているかわかつておられないという状況もあった。やさしい日本語の出前講座を受けることで、日本人も、外国人に対するやさしい日本語での話し方が大事であると理解していただくことも大切であるので、外国人だけではなく日本人の方へも啓発をしている。

そして、大きな考え方として、多文化共生は外国人を支援することが目的ではなく、外国人が社会に参画することが一番大きな目的であるが、やはり言葉の壁という問題が出てくる。外国人が自ら日本語を学び、社会に参画することができるように自立をしていく中で、国が示す自立するまでに要する学習時間は 350 時間から 520 時間とされている。今の社会で生活するにはそれだけの日本語を学ぶ必要があるが、もっとやさしい日本語を進めていくことで、社会側が外国人などに対してわかりやすい日本語で伝えられるようになれば、外国人の方も社会参画しやすくなるのではという考え方の下、日本語教育とやさしい日本語の両輪で推進している。

#### 委員

それもわかるが、日常的な自治会での交流がほとんどない。地域に出てこられるような自治会としての雰囲気作りも必要。

#### 事務局

先ほど申し上げたのは取組の一部であって、意識を変えていくことや他にも大切なことはあるかと思う。

#### 委員

実際のところ、宗教的、信仰上という面もあり、学校へ通わせていない家庭もある。以前は学校へ通っているこどもが先に日本語を覚えて両親の通訳をしていたりすることもあったが、今私の自治会におられる家族は学校へ通つておられず、また、自治会の祭り等に誘つても出てこられない。自治会費等の問題はないが、地域との交流は難しい。

#### 会長

事務局からなにか説明はあるか。

#### 事務局

前回の審議会で西垣委員から同和地区という言葉をどうするのかという意見をいただいていたが、市としては同和地区という言葉を引き続き使用したいと考えている。これについて、法律用語では用いられなくなってきたが、同和地区という言葉をこれまで長く使ってきた経過もあり、住民の方にとっても共通理解しやすい表現であろうというところもある。そして、調査票の中には注釈を入れる予定である。

#### 委員

注釈を入れるのであればしっかりとした文章にしないと、教育上は同和問題として括弧書きで部落差別とすることが国の方針に書いてある。昔はと言うが、昔はないはずである。同和地区はわかりやすくよいとは思うが、行政文書であるので事務局側がしっかりと自信をもって説明できる体制にするのか、注釈として文章にするのかを前回から言っている。基本方針でも使用しているというのが大きいところかとは思うが、世代が変わったらなかなか通じる言葉ではないかもしれないというのではなく不安に思う。

(4) その他

事務局より次回開催日程について

会長

他にないようであれば、本日予定の議事はこれで終了した。これをもって閉会とする。